

事 業 計 画 書

令和 3 年 6 月 1 日

三重県知事 あて

住 所 三重県鈴鹿市北玉垣町 5 8 番地の 1
氏 名 株式会社カンセイ
事業計画者 代表者 代表取締役 大谷航平
電話番号 0 5 9 - 3 8 2 - 1 2 6 5

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	動植物性残さ（コーヒー豆、コーヒー豆皮、コーヒーかす又はコーヒーの付帯物）のたい肥化を行い、有価物として肥料を売却をする。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県鈴鹿市津賀町字東条 8 5 4 番 2 の一部 同所 字五反田 8 4 5 番 7 の一部
産業廃棄物の処理施設の種類	破碎施設及び発酵施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	動植物性残さ
産業廃棄物の処理施設の処理能力	2.4 t / 日（発酵） 1.14 t / 日（8 h）（破碎）
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別紙「配置図 2 - 1、2 - 2」のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	破碎施設（粉碎） 発酵施設（たい肥化）
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別紙「処理施設の構造及び設備」のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	該当なし
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス及び排水は発生しない。 悪臭・騒音・振動については「生活環境影響調査報告書」参照
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	建屋内での保管・作業であり、建屋の出入り以外は扉を閉める。
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス及び排水は発生しない。 悪臭・騒音・振動については「生活環境影響調査報告書」参照
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし
	その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別紙「維持管理等の計画」のとおり
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催 の周知方法	予 定 日 時	令和3年6月19日 11時00分 ～ 12時00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	津賀事業所 鈴鹿市津賀町字東条854番地2
	周 知 の 方 法	個別に通知
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	株式会社カンセイ ホームページ URL: http://www.kansei-mie.jp/
	公 告 予 定 日	令和 3 年 6 月 5 日
	縦 覧 場 所	本社 鈴鹿市北玉垣町58番地の1 津賀事業所 鈴鹿市津賀町字東条854番地2
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和 3 年 6 月 5 日
	縦 覧 時 間	9時00分 ～ 17時00分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		搬入及び搬出の時間：8時00分～17時00分 搬入搬出車両：1台 搬入経路：別紙「搬入経路図」のとおり
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		8時00分～17時00分（休憩1時間含む） (土曜日・日曜日・祝日を除く)
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		都市計画法施行規則第60条による証明書申請 手続中
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	本社
	T E L	059-382-1265
	F A X	059-382-8094

維持管理等の計画

作業方法	作業人数 1人 作業時間 月曜日～金曜日の8:00～17:00（休憩1時間含む）
受入時の廃棄物の性状の分析・計量方法	マニフェスト、展開検査により性状確認。 計量は計量器にて行う。
異常事態時の措置	ただちに施設の運転を停止し、事務所及び関係機関へ連絡をするとともに、適切な対応を行う。
飛散・流出 悪臭の防止	建屋内での保管・作業であり、建屋の出入り以外は扉を閉めて飛散・流出を防止する。また日常の清掃等により飛散・流出を防止する。 回数 清掃 1回以上／日
火災発生防止	場内の火気の使用を禁止する。 保管している廃棄物の温度管理を行う。
衛生害虫等の発生防止	発生が予測される場合、適宜薬剤の散布を行う。
騒音・振動 粉じんの防止	騒音・粉じんは建屋内作業にて防止します。振動は基礎をコンクリートにすることで防止します。
定期的点検 機能検査	破砕機、重機について 毎日、目視にて日常点検を行う。

構造等の計画

構造力学上の 安全性	破砕機：鉄製 別紙「処理施設の構造及び設備 2-1」のとおり 発酵施設：鉄製 別紙「受入設備」のとおり ：フレコンバッグ ポリプロピレン製で構造上安全である
処理能力の 算定根拠	別紙「処理能力算定根拠 2-1, 2-2」のとおり
飛散、流出 悪臭の 発散防止	建屋内での保管・作業また、屋外保管はコンテナ等をシートで覆うことにより、 飛散・流出を防止する。出入り時以外は建屋の扉を閉める。
騒音・振動 及び粉じん の発生防止	騒音・粉じんは、建屋内作業にて防止します。振動は基礎をコンクリートにする 事で防止します。
廃棄物の 受入設備	処理前の保管はせず、受け入れ後処理施設に直接投入。 別紙「受入設備」・「処理施設の構造及び設備 2-1」のとおり
処理後の 廃棄物等の 保管施設	処理後、売却するためフレコン等に入れて本社等に移送する。
囲い等	・敷地外周に高さ 1.8m のネットフェンスを設置します。又その内側に緑地帯 を設置します。
雨水等の流入 防止	・敷地外から雨水等の流入防止については森林斜面部分の領域の雨水が排除 出来る U 字溝を設置し、北側についてはごくわずかなので植樹帯の縁石を 排水路して利用（最下流に集水用の柵を設置し場外に排除します。） ・建屋三方は地面と接着しており、入口側は勾配があるので建屋への雨水の 流入はない。
消火設備	別紙「配置図 2-1」のとおり
駐車設備	有 別紙「配置図 2-1」のとおり
管理事務所	有 別紙「配置図 2-1」のとおり

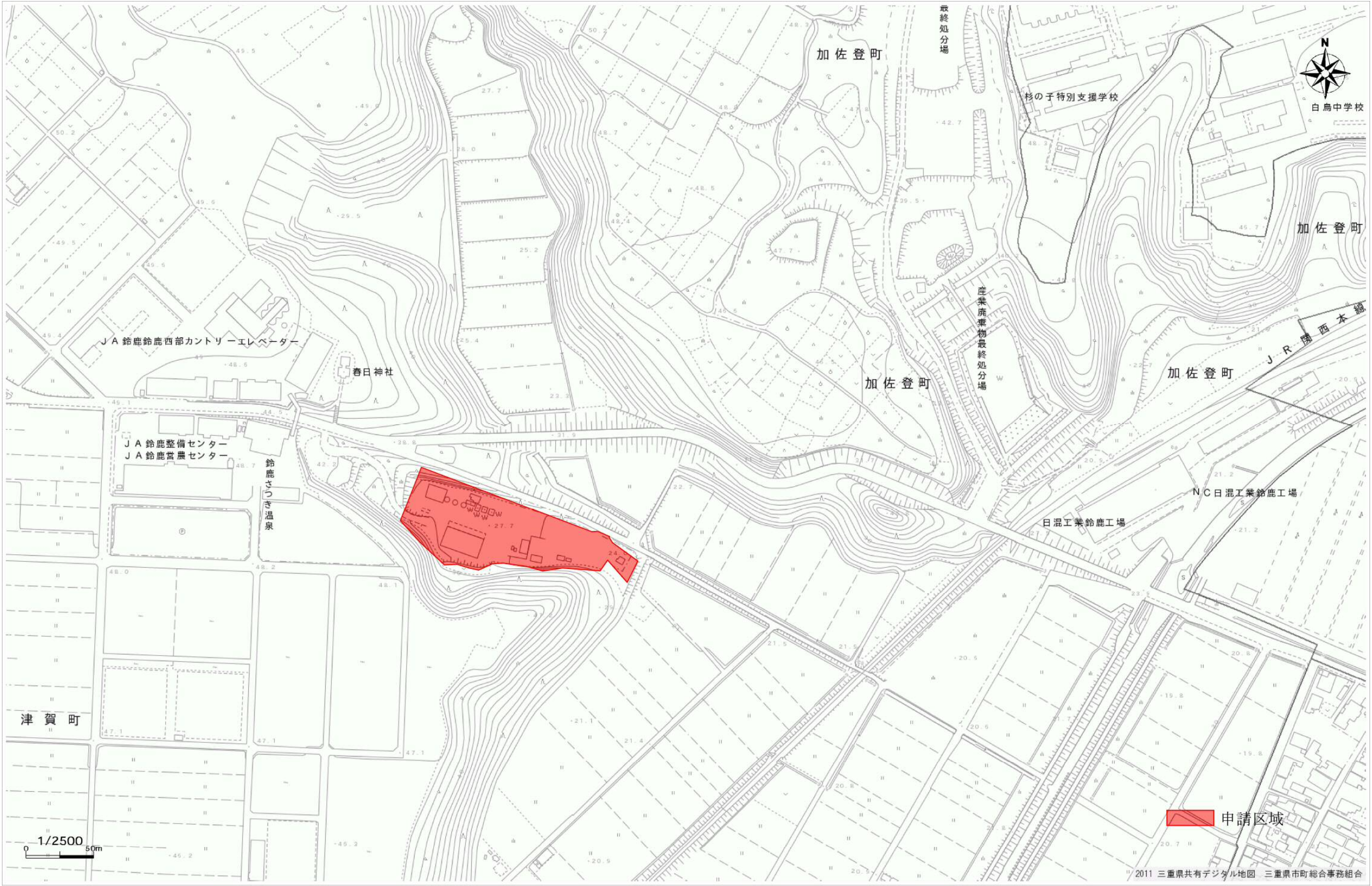
(第3面)

備考

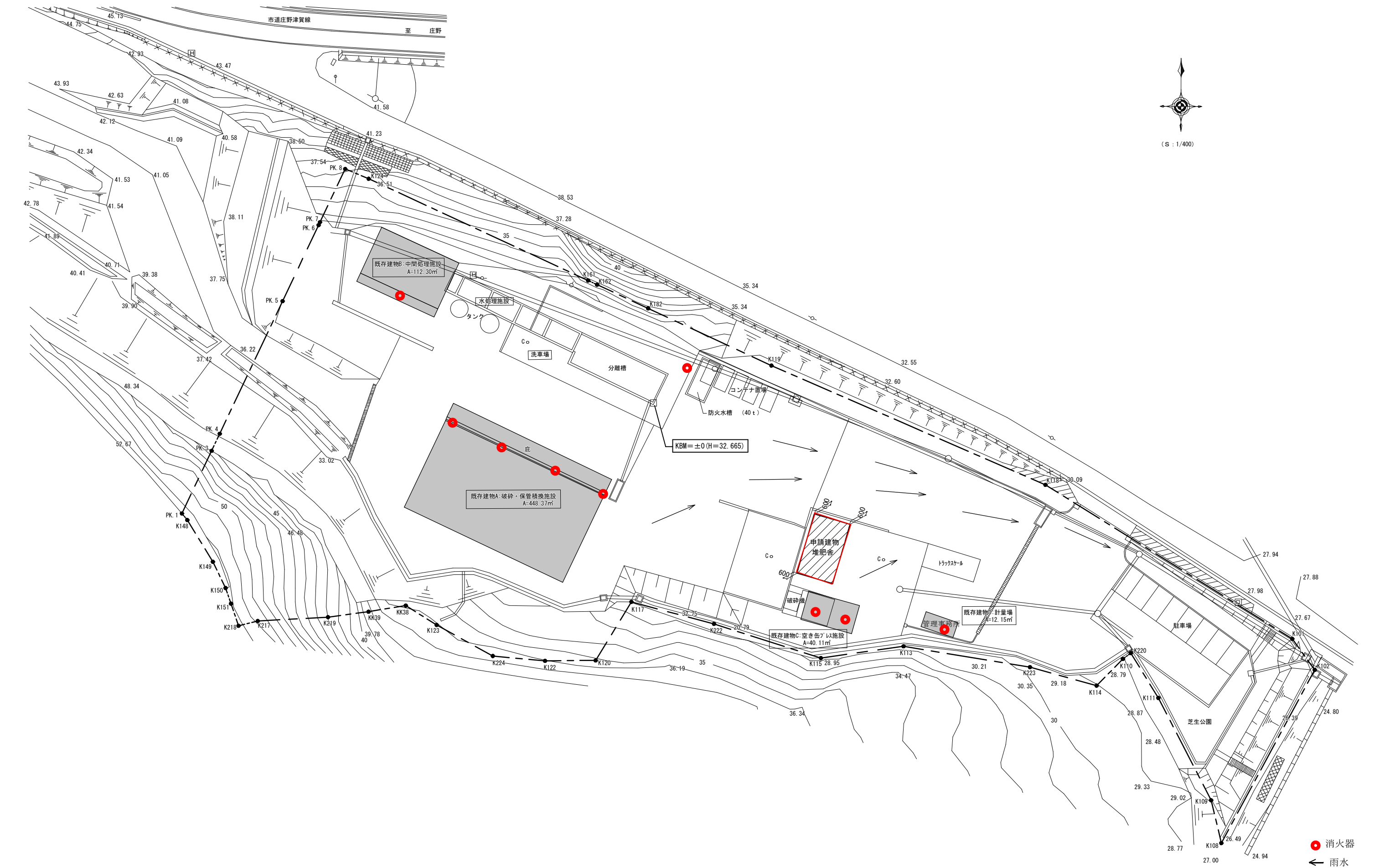
- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

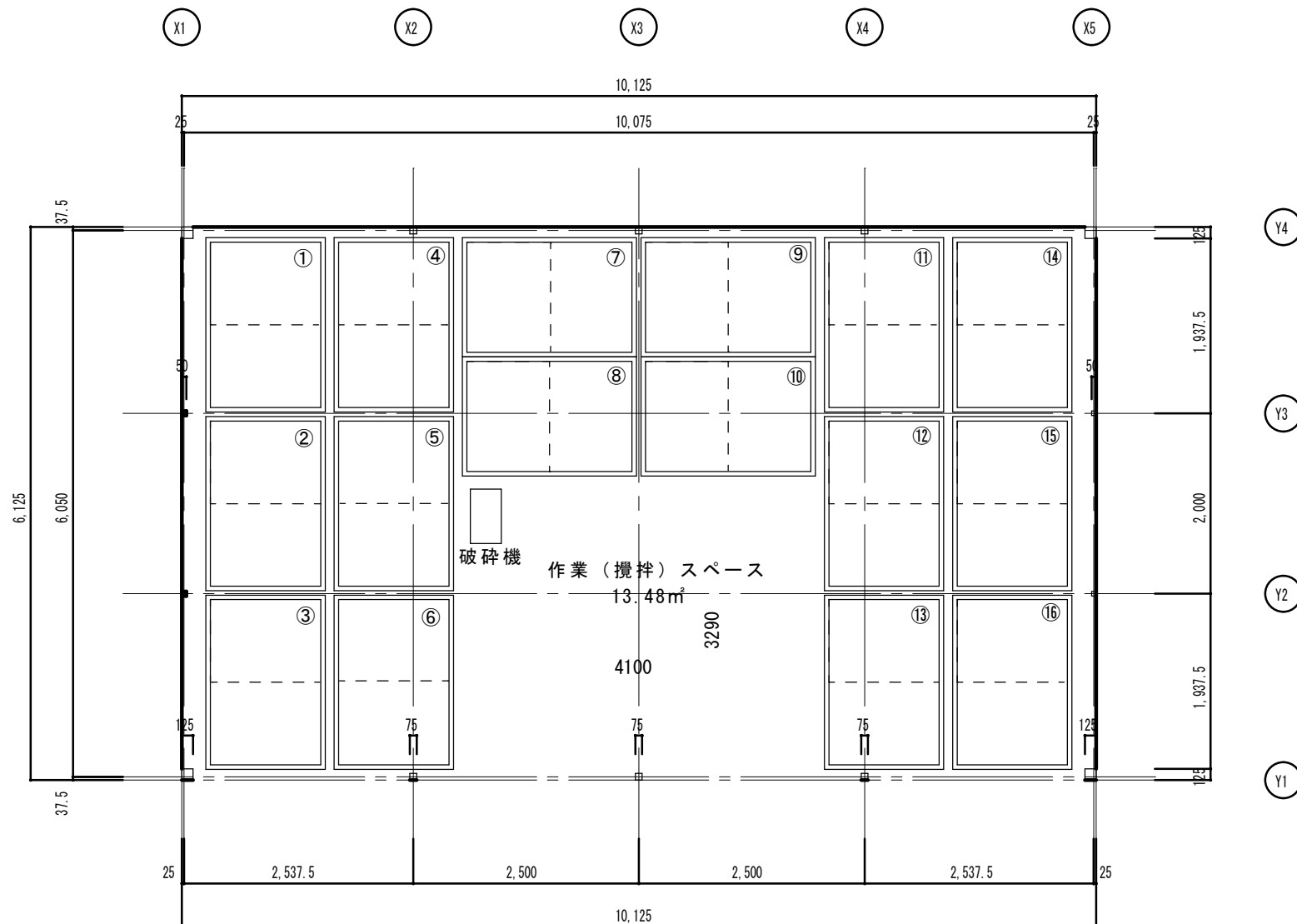
都市計画(申請図用)

付近見取図



地形図は三重県市町総合事務組合「2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路縁1000））」を使用。（平成25年8月1日三総合地第100号）



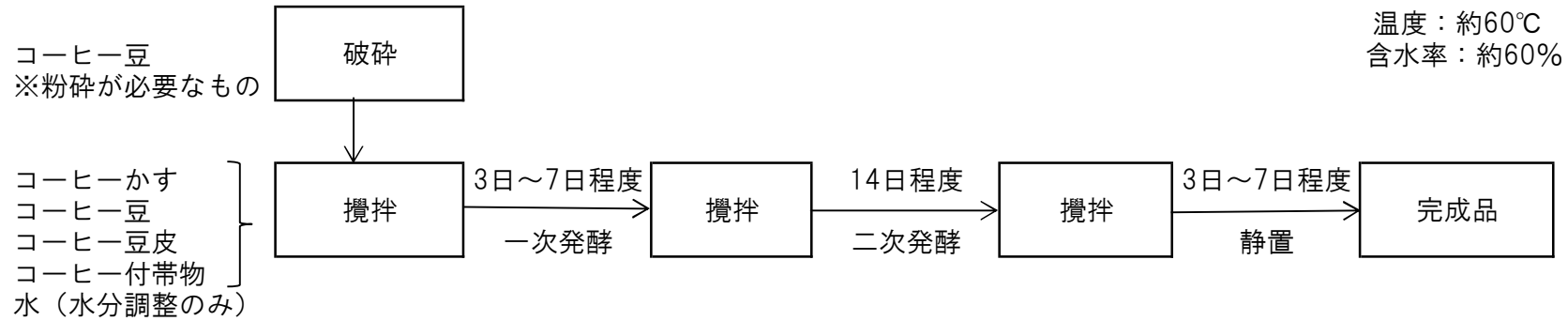


平面图 S=1:70

2 のコンテナ×3段積み×16で処理する

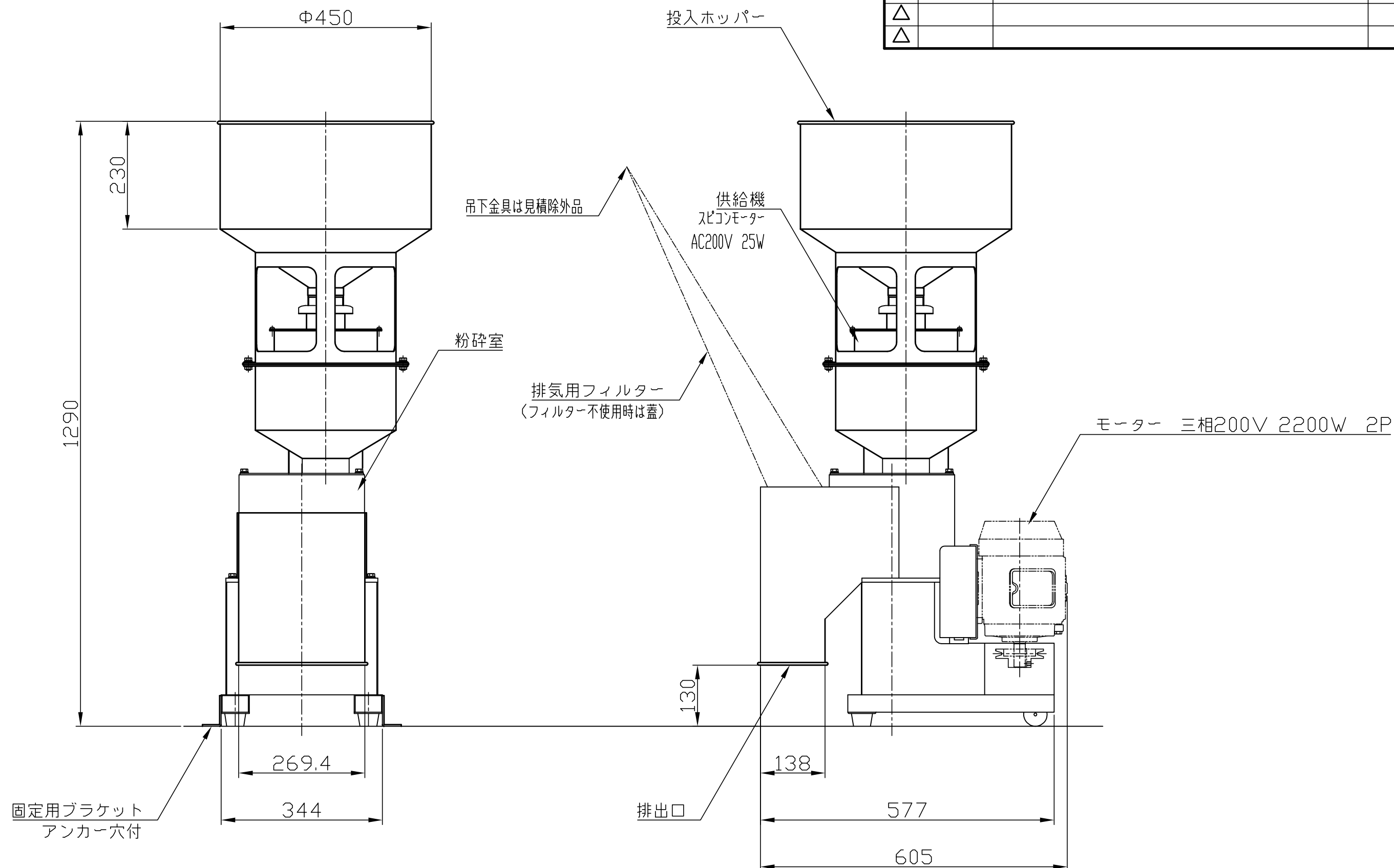
(※処理をする量が少ない場合は1 のフレコンバックを使用。最大3段積み)

生産工程



※建屋内の作業（攪拌）スペースでショベル・ホイローダ・ショベルカーの何れかを使用して攪拌を行い
2m³のコンテナ若しくは1m³のフレコンバック内で発酵させる

符号	年 月 日	变更内容	担当
△			
△			



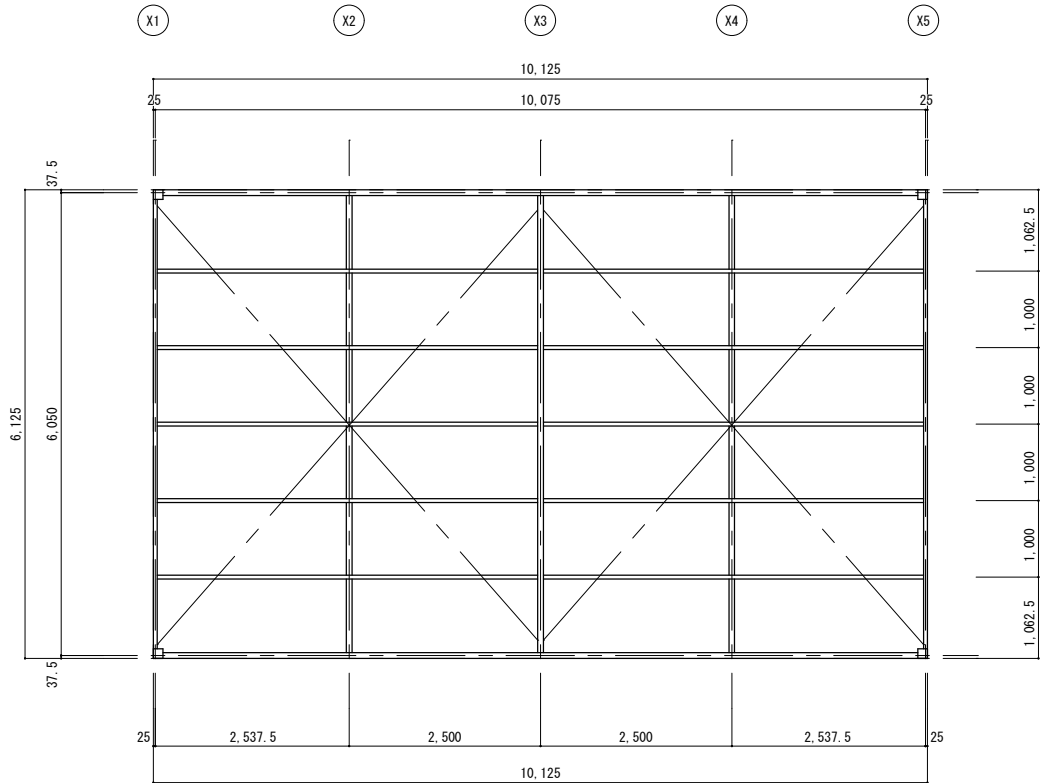
熟処理		表面処理		個数	材質 , 材料	
尺度	検 図		機 械 名 称	チョッパー CHA-1	図 面 番 号	
1:8		製 図	齋木 21.05.27	部 品 名 称	衝撃型外觀図	ホーデン工業株式会社

仕 上 表	
屋根膜材	不燃膜材
壁膜材	不燃膜材
鉄骨部分	SOP塗装

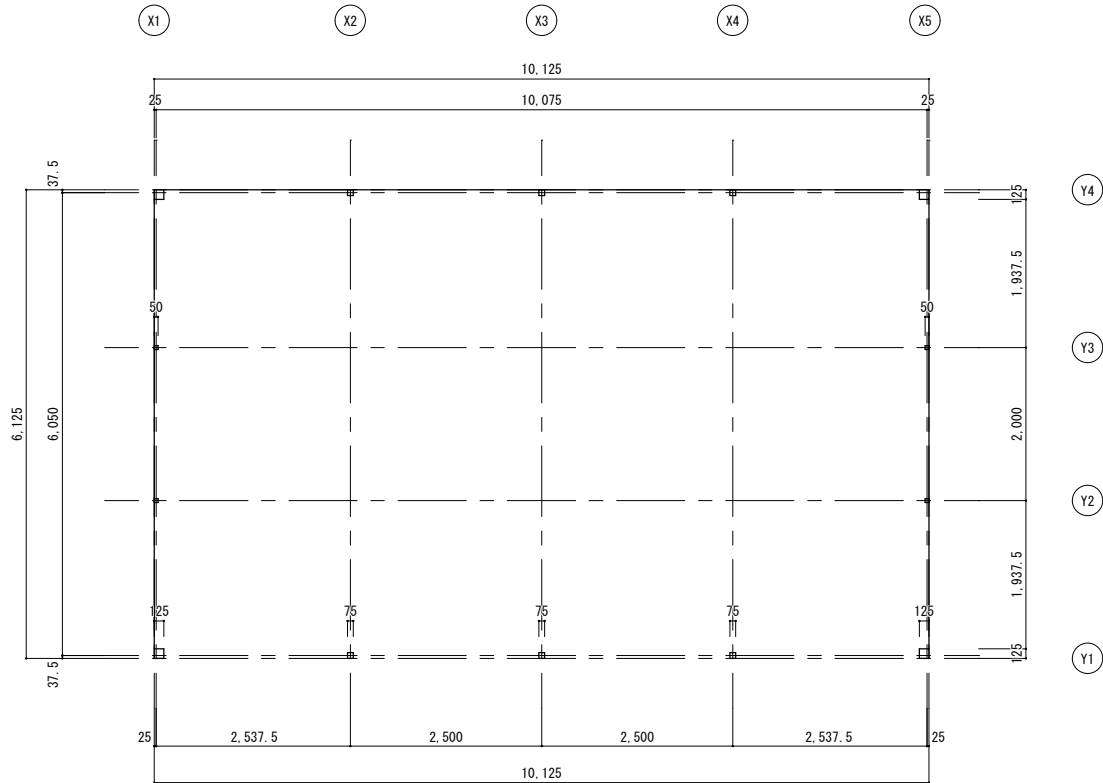
建築面積 10.125×6.125＝62.02㎡

延床面積 10.125×6.125＝62.02㎡

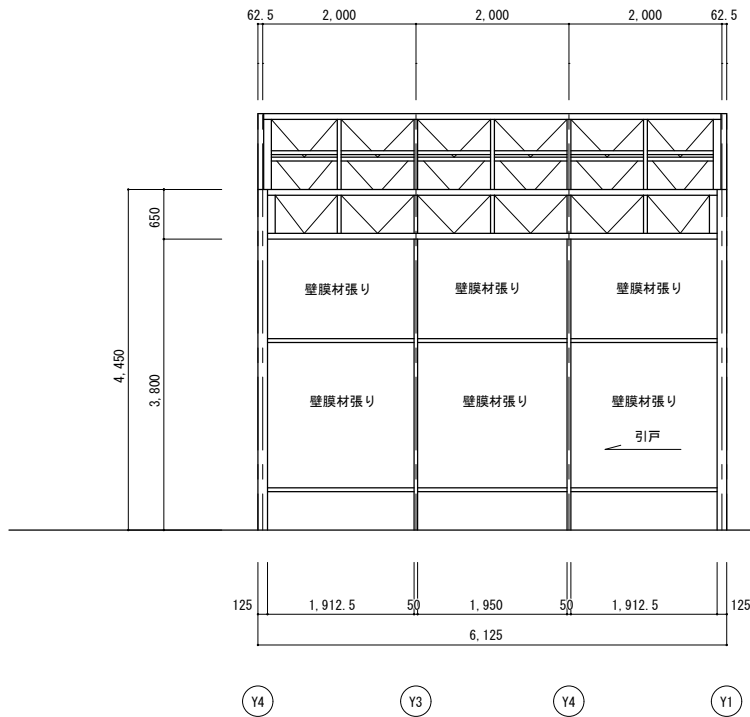
■危険物、少量危険物、指定可燃物の保管無し



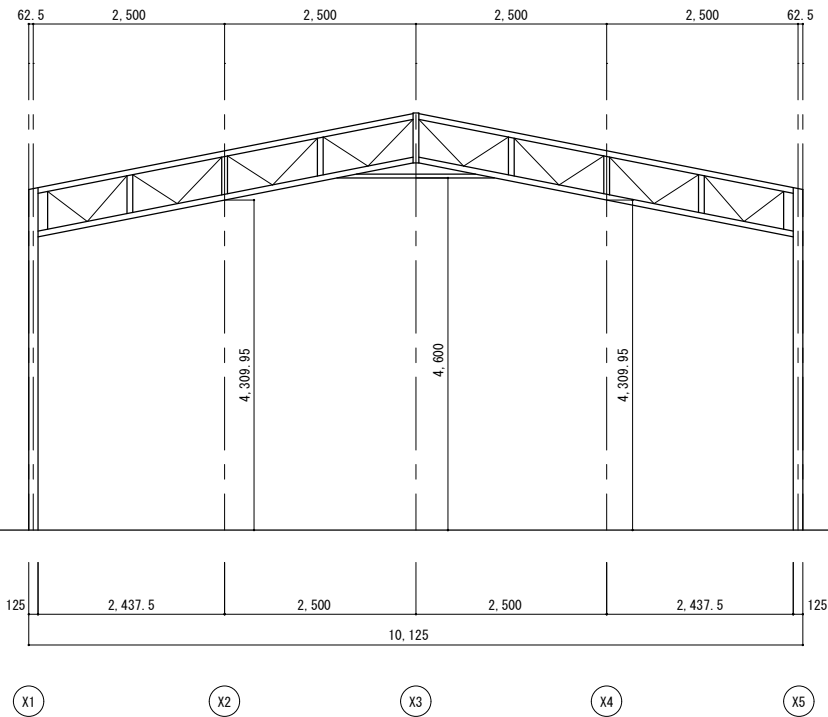
屋根伏図 S=1:70



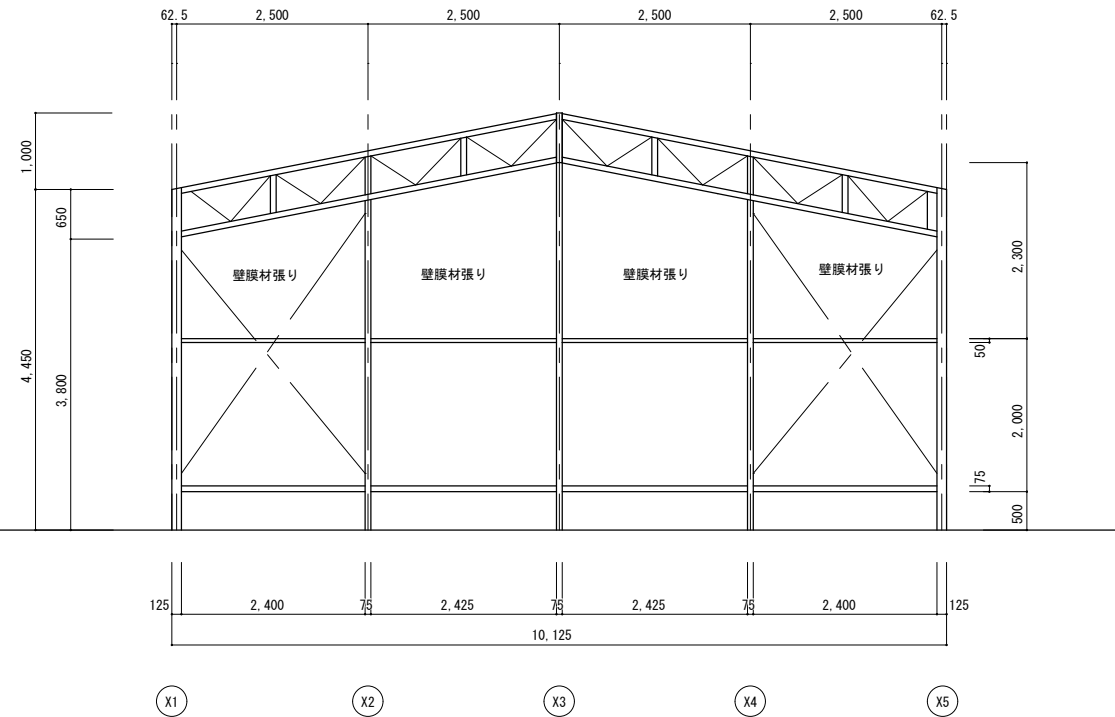
平面図 S=1:70



X1通り立面図 S=1:70



Y1通り立面図 S=1:70



Y4通り立面図 S=1:70

攪拌に使用する重機

①



②



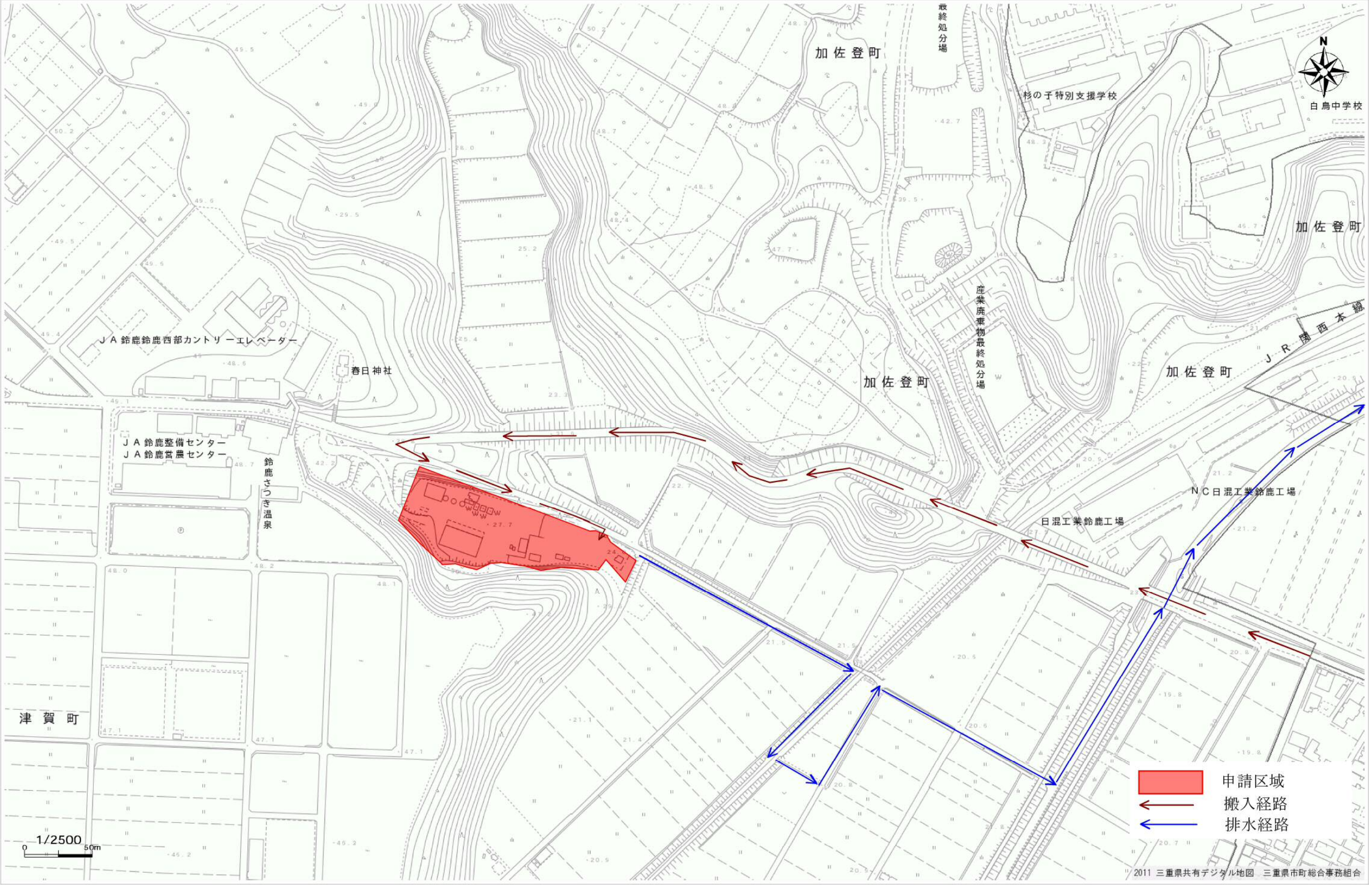
③



④



都市計画(申請図用)



地形図は三重県市町総合事務組合「2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図2500（道路縁1000））」を使用。（平成25年8月1日三総合地第100号）

破砕機 実測データ

実験日時：令和3年3月30日 午前11時20分開始

実験場所：株式会社カンセイ 津賀事業所

三重県鈴鹿市津賀町字東条854番地2

機種：Chopper CHA-1 粗粉碎機

製造発売元：宝田工業株式会社

立会人：宝田工業株式会社

株式会社カンセイ 代表取締役 大谷航平、営業部長 坂口義猛

実験品目：動植物性残さ コーヒー豆

① 焙煎豆 10kg ② 生豆 10kg

実験方法：品目ごとに5kg×2回 計4回を粉碎して実測した。

粉碎に要する時間で8H／日の処理能力を算出する。

① 焙煎豆

1回目 4分32秒 → 530kg／8h

2回目 5分58秒 → 403kg／8h

② 生豆

2回目 2分10秒 → 1,111kg／8h

1回目 2分07秒 → 1,142kg／8h

※最大値を最大能力とする。よって処理能力 1.14t／日（8h）

堆肥化処理能力計算式

$$2 \text{ m}^3 \text{コンテナ (若しくは } 1 \text{ m}^3 \text{フレコン} \times 2) \times 3 \text{ 段積み} \times 16 = 96 \text{ m}^3$$

$$96 \text{ m}^3 \times 0.5 \text{ t} / \text{m}^3 = 48 \text{ t}$$

※コーヒーかすの嵩荷重 $0.5 \text{ t} / \text{m}^3$

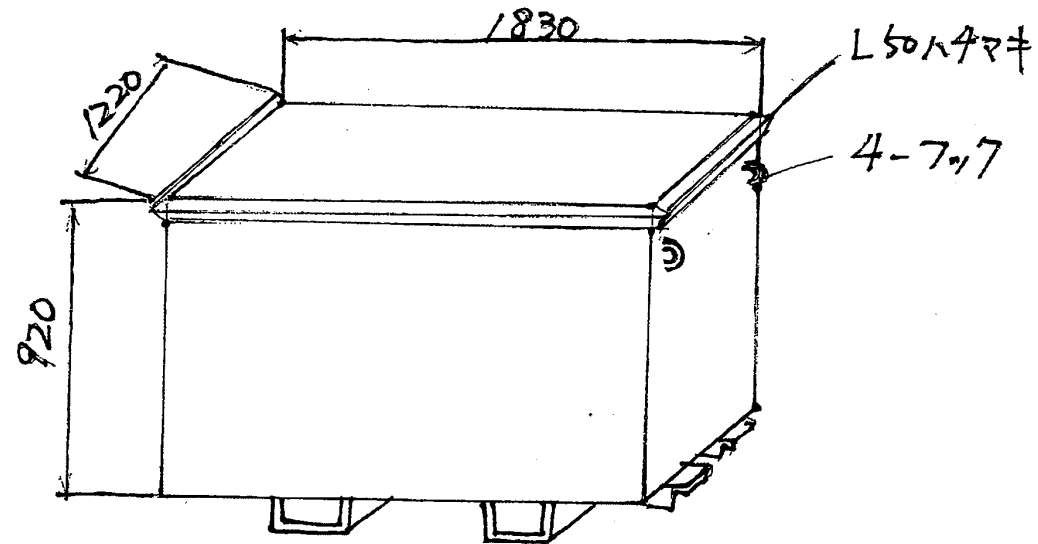
(実測 フレコン $1 \text{ m}^3 = 0.5 \text{ t}$ であった)

$$48 \text{ t} / 20 \text{ 日} = 2.4 \text{ t} / \text{日}$$

※発酵に要する日数 20 日 (最短)「生産工程図」参照

よって 処理能力 2.4 t / 日

2 m³コンテナ



材質：鉄(SS400)

鉄板の厚み：4.5mm

ハチマキ：L50×6t(アングル)

足：[180×75 (チャンネル)]

フック：φ16丸棒

谷口製作所

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1906001116619
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	鈴鹿市津賀町字五反田			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
845番7	山林	251		845番1から分筆 〔平成14年1月29日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年9月24日 第19117号	原因 昭和62年9月21日売買 所有者 鈴鹿市東玉垣町583番地 大 谷 忍 順位1番の登記を転写 平成14年1月24日受付 第1233号
2	所有権移転	平成18年6月22日 第10056号	原因 平成17年8月20日相続 所有者 四日市市浮橋二丁目12番地3 大 谷 嘉 宏



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月30日
津地方法務局鈴鹿出張所

登記官

米 倉 達 也

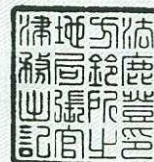


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1906001116621
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	鈴鹿市津賀町字東条			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
854番2	雑種地		43	854番から分筆 〔平成14年1月29日〕	
余白	余白		4163	③855番、855番2、856番、857番、 858番2、859番、860番、861番、 862番1、863番、865番1、866番、 867番1、1880番3を合筆 〔平成14年9月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年9月10日 第17983号	原因 昭和61年9月7日売買 所有者 鈴鹿市東玉垣町583番地 大 谷 忍 順位1番の登記を転写 平成14年1月24日受付 第1236号
2	合併による所有権登記	平成14年8月30日 第14631号	所有者 鈴鹿市東玉垣町583番地 大 谷 忍
3	所有権移転	平成18年6月22日 第10056号	原因 平成17年8月20日相続 所有者 四日市市浮橋二丁目12番地3 大 谷 嘉 宏



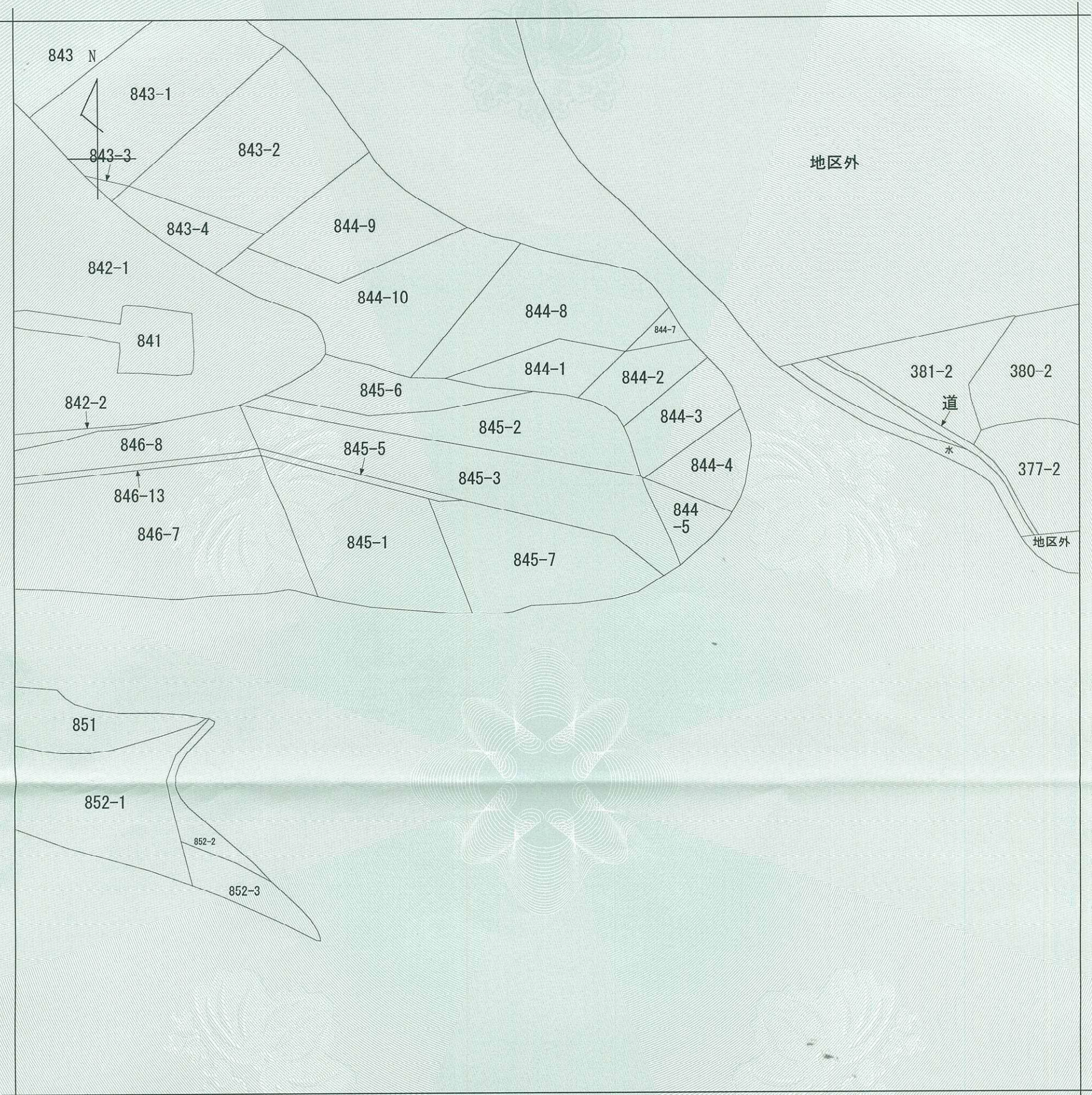
これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年4月30日
津地方法務局鈴鹿出張所

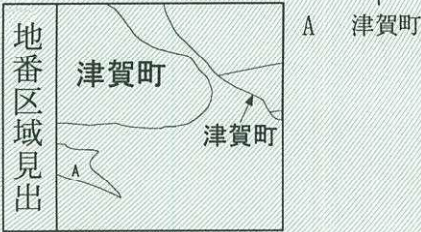
登記官

米 倉 達 也





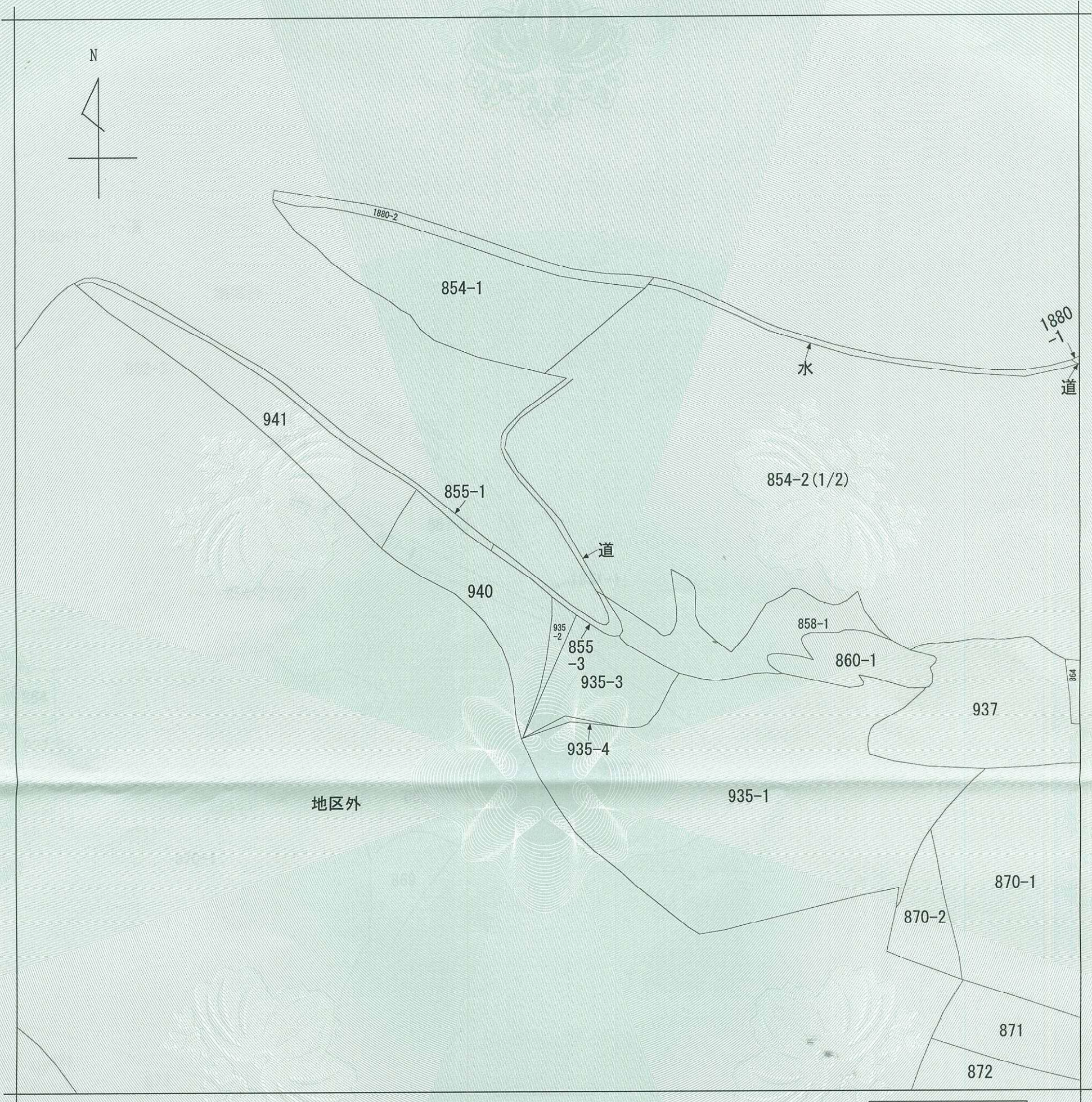
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



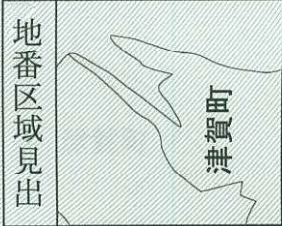
請求部	所在	鈴鹿市津賀町字五反田					地番	845番7		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年1月31日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	鈴鹿市津賀町字東条					地 番	854番2		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 又 号 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	平成6年1月31日		補 事 記 項		

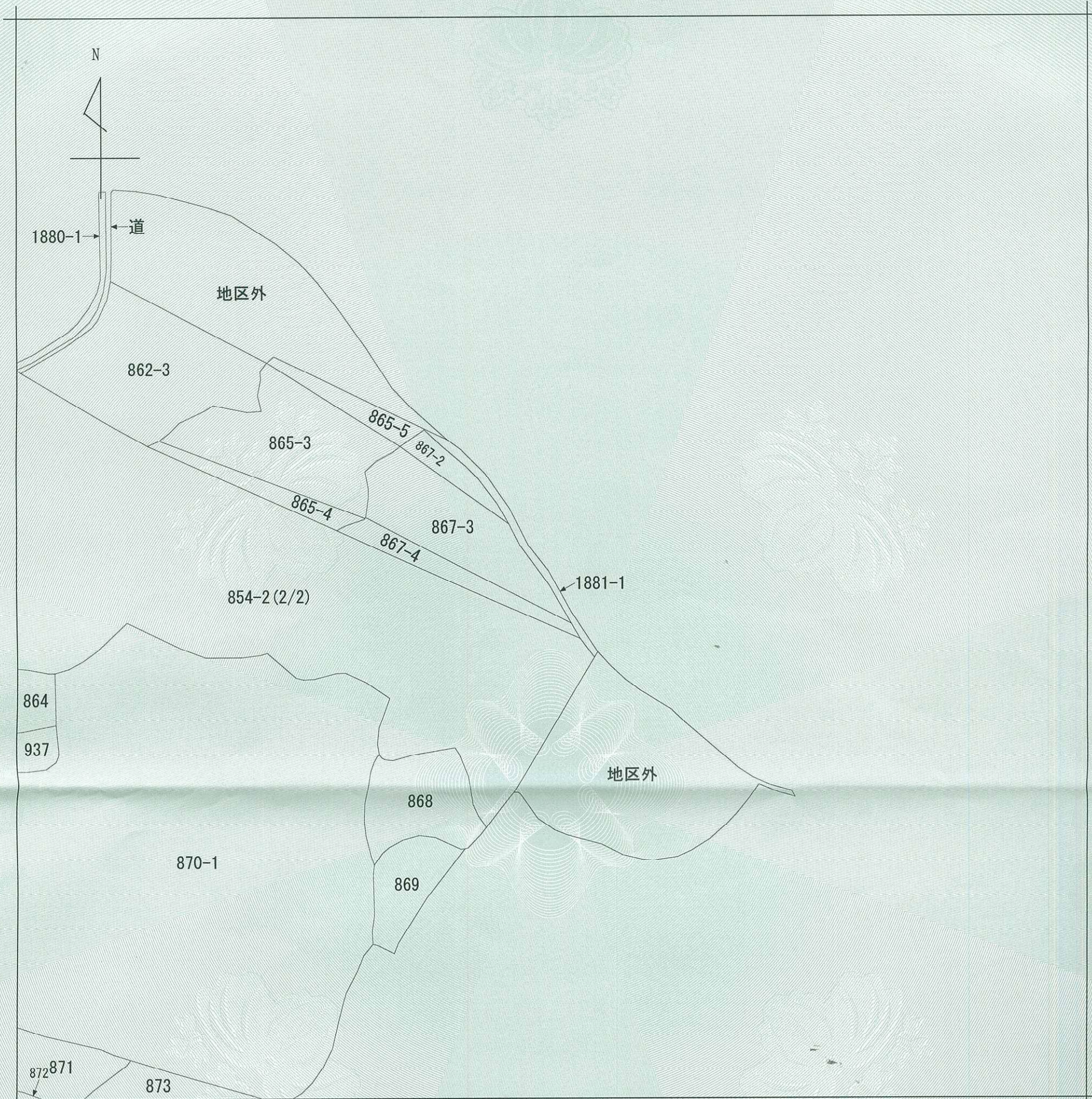
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月30日
津地方法務局鈴鹿出張所
登記官

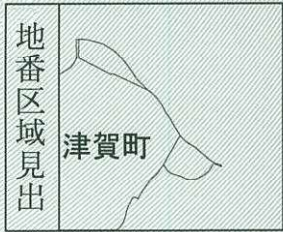
地図整理番号：M10009
(1/2)

米倉達也





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鈴鹿市津賀町字東条					地番	854番2		
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年1月31日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年4月30日
津地方法務局鈴鹿出張所

地図整理番号：M10009
(2/2)

登記官

米倉達也



